

成田国際空港について指定した空港の範囲の変更  
に関する公聴会

航空法第43条第2項において準用する同法第39  
条第2項の規定により公聴会を開催するので、航  
空法施行規則第81条第1項の規定により公示する。

平成30年4月9日

国土交通大臣 石井 啓一

- 1 事案の内容 平成30年国土交通省告示第594  
号に係る成田国際空港について指定した空港の  
範囲の変更について
- 2 日時 平成30年5月8日午後2時
- 3 場所 千葉県成田市松子393 大栄公民館
- 4 主宰者 国土交通省航空局航空ネットワーク  
部首都圏空港課成田国際空港企画室長（同室長  
が出席できないときは首都圏空港課職員のうち  
係長以上の職にある者）
- 5 公述の申出 公述しようとする利害関係人は  
、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書  
各2部を平成30年4月20日午後5時までに必着  
するよう、郵便番号100-8918 東京都千代田区  
霞が関2丁目1番3号 国土交通省航空局航空  
ネットワーク部首都圏空港課成田国際空港企画  
室に提出しなければならない。

記

- (1) 公述できる利害関係人の範囲 航空法施行  
規則第80条に規定する者
- (2) 公述申込書の記載事項 公述しようとする  
者の氏名、住所、電話番号、職業、年齢（法  
人にあつては、その名称、住所及び電話番号  
並びにその法人を代表して公述する者の氏名  
、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並び  
に利害関係を説明する事項

- (3) 公述書の記載事項 公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容
- (4) 公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。
- (5) 議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。
- (6) 制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。

## 6 傍聴

- (1) 傍聴を希望する者は、郵便事業株式会社が発行する往復はがき（一人一通に限ることとし、氏名（ふりがなを付すこと。）、住所（郵便番号を付記すること。）、電話がある場合は電話番号、職業、年齢、「成田国際空港関係公聴会の傍聴希望」の旨及び返信用はがきのあて先を必ず明記すること。）にて、平成30年4月20日午後5時までに必着するよう、郵便番号100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号 国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課成田国際空港企画室に申し込むこと。
- (2) 傍聴人の人数は、100人以内とし、傍聴申し込みがこれを超える場合は、受付順に選定する。
- (3) 公聴会当日の受付時間及び場所その他の必要な事項は、傍聴を申し込んだ者に直接通知する。